

5月 学校だより

尼崎市立成徳小学校
令和2年5月7日(木)

臨時休業へのご協力に対するお礼

校長 島多 峰史

4月は中旬まで、朝晩と肌寒い日が続きましたが、月末に向かうと汗ばむほどの日もありました。校内のツツジも咲く準備をしており、子どもたちのいない間にも、成徳小は確実に夏へ向かっております。

5月の連休後には学校を再開し、子どもたちとの学習を始められるものと、職員一同その日を待っておりましたが、その期待を裏切る形となり、結果として長期間の臨時休業になってしまいました。

子どもたちの健康管理や規則正しい生活のために、今までもご家庭でご協力を賜ったことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、お届けした封筒の中に、各学年とも5月11日(月)以降の学習予定を入れております。その計画表に沿って、今まで学校で学習した内容の復習だけでなく、新年度の学習内容についても、各自で教科書を見ながら、学習を進めていくように声かけをお願いします。

<ご連絡>

- (1) 5月の臨時休業延期に伴い、給食費に変更が生じましたが、5月の引き落とし額の変更手続きには間に合いませんでしたので、6月以降の引き落とし額にて調整を行います。給食開始日は決定後にお知らせします。
- (2) 年間予定では、5月30日(土)に体育大会を予定しておりましたが、臨時休業のため実施できません。6月1日(月)は代休ではなく授業日としますので、子どもを登校させてください。下校時刻は、あらためて連絡します。4月に配付しました健康記録表に6月1日の日付を書き、体温を記入した上で必ず捺印をお願いします。
- (3) 6月26日(金)に予定していました成徳まつり、オープンスクールは中止にします。
- (4) 学校再開以降に予定されていた他の学校行事についても、実施や日程等について再度、校内にて検討をし直す必要がありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 「早寝早起き」「好き嫌いをせず、バランスのとれた食事をとる」など、規則正しい生活により体に抵抗力をつけるとともに、部屋の換気、手洗いをこまめに行うなど、家庭における子どもの健康管理について、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。
- (6) 新しい情報につきましては、尼崎市ホームページ、成徳小学校ホームページ等もご確認ください。



せいとくしょう こ
成徳小の子どもたちへ
こんなときこそ
なに かんが
何ができるか考えよう。

このはな なまえ し
この花の名前を知ってるかい？



こたえは
なまえ へい こ
右のページ

〈5月の行事予定〉

日	曜	主な行事	日	曜	主な行事
1	金		16	土	
2	土		17	日	
3	日	憲法記念日	18	月	
4	月	みどりの日	19	火	
5	火	こどもの日	20	水	
6	水	振替休日	21	木	
7	木	諸費振替日	22	金	
8	金		23	土	
9	土		24	日	
10	日		25	月	
11	月		26	火	
12	火		27	水	
13	水		28	木	
14	木		29	金	
15	金	諸費振替予備日	30	土	体育大会→中止
			31	日	臨時休業修了

■ 相談・支援

相談・支援の内容	相談先	電話番号
学校の臨時休業期間に関すること	学校企画課	4950-5688
市立小中学校に関すること	学校教育課	4950-5685
市立特別支援学校に関すること	特別支援教育担当	6423-2553
市立幼稚園に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	4950-5665
市立高校に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	4950-5665
部活動に関すること	保健体育課	4950-5677
学習支援サイトに関すること	学び支援課	6494-3155
学校給食に関すること	学校給食課	4950-5675
生徒指導相談に関すること	いじめ防止生徒指導担当	4950-5787
教育相談に関すること	こども教育支援課	6409-4995
児童ホームに関すること	児童課	6489-6936

左ページのこたえ

① シラン(紫蘭) ② オオイヌノフグリ ③ ホトケノザ

学校関係者に感染疑いが出た場合の対応について(園児・児童・生徒)

令和2年4月28日

	同居家族が検査対象となった場合	本人が検査対象となった場合	本人が感染(陽性)した場合
学校への情報提供	教育委員会(保健所情報) → 陽性のみ ※1 保護者 → 任意 → 学校長 (情報提供協力要請)	教育委員会(保健所情報) → 必須 ※2 保護者 → 必須 → 学校長 (保護者から連絡がない場合は学校から連絡)	教育委員会(保健所経由) → 必須 ※3 保護者(必須) → 必須 → 学校長 (保護者から連絡がない場合は学校から連絡)
対象者の扱い	検査結果が出るまで 自宅待機の協力要請(申し出があれば出席停止扱い)	陰性2週間後の再検査まで 自宅待機を促す(原則出席停止)	治療まで 出席停止
その他の対応	学校運営 在校(園)生保護者への連絡	原則休校措置は取らないが、検査結果が出るまでの間の行事等を休止する場合がある。(中学校入学式で前例あり) 上記休止等のケースのみ連絡	感染者の最終登校日から2週間の全面又は部分休校(保健所と協議) ミマモルメにて保護者に発信(個人・クラス名は伏せ、学年のみ公表)

注) 小学校の場合は児童ホーム関係でこども青少年局児童課が別途対応する。



